

浜岡原子力発電所 5号機旧低圧タービンロータ クリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認証の受領(2回目)について

2015年12月15日

当社は、浜岡 5 号機旧低圧タービンロータ(※1)へのクリアランス制度(※2)の適用に向け、必要な手続きを進めています。2015 年 3 月に放射能濃度の測定および評価結果の確認を原子力規制委員会に申請したタービンロータの一部について、12 月 14 日に原子力規制委員会から放射能濃度の測定および評価結果に係る確認証を受領しましたので、お知らせします。

今後も、引き続き浜岡 5 号機旧低圧タービンロータの車軸やその他の翼についても放射能濃度の測定および評価をおこない、その結果について原子力規制委員会へ確認申請をおこなっていく予定です。当社は、資源の有効利用に向けて、確認を受けた物の再生利用に努めていきます。

<申請内容>

1. 確認申請対象物

浜岡 5 号機旧低圧タービンロータ(重量:約 530トン)のうち一部の翼(重量:45.3トン)
(2015年3月20日申請)

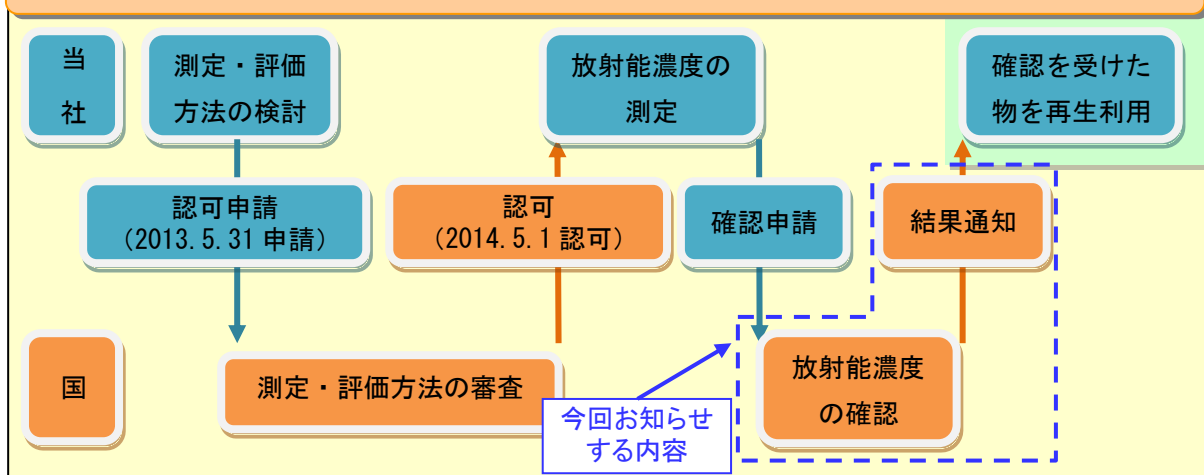
2. 放射能濃度の測定および評価結果

放射線測定装置を用いた測定、および評価の結果、確認申請をおこなった対象物の放射能濃度(コバルト(Co-60)、セシウム(Cs-134,Cs-137)など)は、法令で定められる基準値以下でした。

※1 2006年6月15日、低圧タービン翼が脱落したことによるタービン自動停止に伴い、原子炉が自動停止する事象が発生しました。当社は、その事象の対策として低圧タービンロータの取替えをおこないました。この取替えた低圧タービンロータについて、クリアランス制度を適用します。

※2 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

クリアランス制度を適用する際の手続きの流れ



以 上

浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータクリアランス制度適用に係る これまでのお知らせ内容について

- ・浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータに係るクリアランス制度適用に向けた対応について
([2013 年 3 月 14 日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータの放射性物質の放射能濃度の測定および評価方法の認可の申請
([2013 年 6 月 4 日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータの放射性物質の放射能濃度の測定および評価方法の認可
([2014 年 5 月 7 日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請について
([2014 年 11 月 7 日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請(2 回目)について
([2015 年 3 月 20 日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認証の受領について
([2015 年 5 月 28 日](#) お知らせ済み)